

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

- 口頭により開示請求を行うことができる個人情報等を定める件の一部を改正する件 三
- 救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件 三
- 土地改良区の定款の変更を認可した件 三
- 保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件 三
- 保安林の指定施業要件を変更する件 三

公 告

- 道路の区域を変更する件四件 三
- 道路の供用を開始する件二件 三
- 一般競争入札を行う件 三
- 肥料の登録の有効期間を更新した件 三
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 三
- 福島海区漁業調整委員会 三
- すくい網漁業について指示する件 三
- こうなご電気棒受網漁業について指示する件 三

告 示

福島県告示第四十八号

口頭により開示請求を行うことができる個人情報等を定める件(平成十八年福島県告示第四百十四号)の一部を次のように改正し、平成二十四年二月十三日以降に合格者を発表する試験から適用する。

平成二十四年二月七日

一の表福島県有休任期付職員採用候補者登録試験の項の次に次のように加える。

福島県知事 佐藤 雄 平

福島県任期付職員採用候補者登録試験	同	同	同
-------------------	---	---	---

福島県告示第四十九号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を平成二十四年一月三十一日救急病院として認定した。

平成二十四年二月七日

福島県知事 佐藤 雄 平

名称

所在地

独立行政法人労働者健康福祉機構福島労災病院 いわき市内郷綴町沼尻三番地 平成二十七年一月三〇日

機構福島労災病院

(地域医療課)

福島県告示第五十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、広野町土地改良区から平成二十四年一月十一日付けで申請のあった定款の変更について、同年一月三十日認可した。

平成二十四年二月七日

福島県知事 佐藤 雄 平

(農村計画課)

福島県告示第五十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十四年二月七日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 解除予定保安林の所在場所
郡山市逢瀬町多田野字東小森一の二、字滝ノ沢一の二
- 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 解除の理由
道路用地とするため
- 解除予定保安林の所在場所
郡山市逢瀬町多田野字東只子一の二、一の二三
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
道路用地とするため

(森林保全課)

福島県告示第五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十四年二月七日

福島県知事 佐藤 雄平

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

いわき市常磐藤原町湯ノ岳二の二・二の四（以上二筆については、次の図に示す部分に限る。）、常磐湯本町日渡九二の一から九二の四まで、九二の一七、九二の二二、九二の二三、九二の二四、九二の二九、九二の三一、九二の三三、一一四の一から一一四の三まで、一三二の一、一三七の二、一三八の四、一三九の六、傾城一一〇の二
保安林として指定された目的
公衆の保健

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

湯ノ岳二の二（次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐は択伐による。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。）
（森林保全課）

福島県告示第五十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で平成二十四年二月七日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十四年二月七日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)
一般国道 三九九号	伊達市保原町字七丁目 三三番三地先から	変更前	一一・〇〇 一六・〇〇	三〇八・五

同 市保原町字泉町九 五番二地先まで	変更後	一二・〇〇 四九・一	三〇八・五
-----------------------	-----	---------------	-------

(道路計画課)

福島県告示第五十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で平成二十四年二月七日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十四年二月七日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)
県道浪江 国見線	伊達市梁川町大関字石 丸三一番一地先から 同 市梁川町大関字広 畑五五番三地先まで	変更前 変更後	A 五・〇〇 B 一三・〇〇 八・〇〇 三六・〇〇	六一五・五 六一六・〇 六一六・〇

(道路計画課)

福島県告示第五十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で平成二十四年二月七日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十四年二月七日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)
県道高陵 田島線	南会津郡下郷町大字白 岩字北上平六四五番二 地先から	変更前	四・四〇 一一・四	六七・〇

同 郡同 町大字白 岩字北上平五九六番イ 地先まで	変更後	三・九〇 九・一	六七・〇
---------------------------------	-----	-------------	------

(道路計画課)

福島県告示第五十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十四年二月七日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十四年二月七日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道上川 内川前線	いわき市川前町下桶売 字萩八六番三五地先か ら	変更前	A 一〇・三〇 二四・三〇	四六五・〇
		変更後	A 一〇・三〇 二四・三〇 B 一五・一〇 三九・五〇	四六五・〇 四八二・〇

(道路計画課)

福島県告示第五十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県東北建設事務所で平成二十四年二月七日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十四年二月七日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道三九九号	伊達市保原町字七丁目三三番三地先から 同 市保原町字泉町九五番二地先まで	平成二十四年二月 七日

福島県告示第五十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で平成二十四年二月七日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十四年二月七日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道高埴田島線	南会津郡下郷町大字白岩字北上平六四五番 二地先から 同 郡同 町大字白岩字北上平五九六番 イ地先まで	平成二十四年二月 七日

(道路計画課)

公 告

公告第23号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県税務システム維持管理業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定業務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。
平成24年2月7日

福島県知事 佐藤 雄平

- 入札に付する事項
 - 調達をする特定業務の件名及び数量 福島県税務システム維持管理業務 一式
 - 調達案件の仕様等 仕様書による。
 - 履行期間 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで
 - 履行場所 福島県庁（福島県福島市杉妻町2番16号）
- 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
 - 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

808	混合有機 質肥料	南郷トマ ト専用肥 料2号	6.0	2.0	含有を許さ れる有害成 分の最大量 及びその他 の制限事項 は、公定規 格のとおり。	片倉チツ カリン 株式会社	東京都千代 田区九段北 一丁目13番 5号	平成27年 3月3日
-----	-------------	---------------------	-----	-----	--	---------------------	--------------------------------	---------------

(農業総合センター)

公告第二十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十四年二月七日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称

請戸川土地改良区

退任した役員

役員 氏名

住所

理事 酒本 正

双葉郡浪江町大字中浜字南原四六番地

就任した役員

役員 氏名

住所

理事 只野 芳章

南相馬市小高区飯崎字根崎二八九番地

同 鈴木 一郎

双葉郡浪江町大字請戸字本町一四番地

(農村計画課)

福島海区漁業調整委員会

福島海区漁業調整委員会指示第一号

福島県の地先海面におけるすくい網漁業について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、次のとおり指示する。

平成二十四年二月七日

福島海区漁業調整委員会

会長 前田 幸徳

一 操業の承認

おきあみ又はいかなごを対象としたすくい網漁業を操業しようとする者は、使用する

る船舶ごとに福島海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならぬ。ただし、自家用釣餌料を採捕することを目的とするたすくい網漁業のためだけに使用する船舶については、この限りでない。

二 承認の対象漁船

すくい網漁業に係る操業の承認の対象船舶は、総トン数十五トン未満とする。

三 操業期間

操業期間は、おきあみを対象として操業する場合は平成二十四年三月一日から同年五月三十一日まで、いかなごを対象として操業する場合は同年三月一日から同年三月三十一日までとする。

四 制限又は条件

1 操業の禁止区域

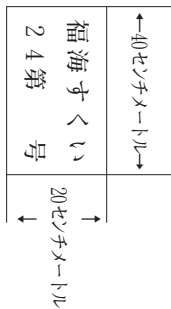
次に掲げる海域での操業は、禁止する。

(1) おきあみを対象とする場合は、小型機船底びき網漁業取締規則第四条第二項ただし書の漁業、海域及び期間を指定する等の件（昭和三十八年農林省告示第五百一号）の表の五の中欄に掲げる海域に規定された海域を除く福島県の海域

(2) いかなごを対象とする場合は、(1)の海域及び最大高潮時における富岡川河口中央から正東の線以南の福島県の海域（県外船舶にあつては、(1)の海域及び最大高潮時における新田川河口中央から正東の線以南の福島県の海域）

2 承認証の備付け及び標識の表示

操業の承認を受けた者は、操業に際し、別に定める承認証を船内に備え付け、次に掲げる標識を船舶の船橋の両側面の見やすい箇所に表示しなければならない。



3 操業の協定

操業の承認を受けた者は、漁場において他種漁業との競合又は操業上の紛争が生じたときは、関係者と操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。この場合において、操業協定が締結されるまでの間は、競合又は紛争の生じない漁場に移動しなければならない。

4 漁獲成績の報告

操業の承認を受けた者は、操業終了後一月以内に別に定める漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

五 承認の取消し

この指示に違反したときは、承認を取り消すことがある。

六 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成二十四年三月一日から平成二十五年二月二十八日まで

とする。

福島海区漁業調整委員会指示第二号

福島県の地先海面におけるこうなご電気棒受網漁業について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、次のとおり指示する。

平成二十四年二月七日

福島海区漁業調整委員会

会長 前田 幸徳

一 操業の承認

こうなご電気棒受網漁業を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに福島海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

二 承認の対象漁船

こうなご電気棒受網漁業に係る操業の承認の対象船舶は、総トン数十五トン未満とする。

三 操業期間

操業期間は、平成二十四年四月一日から同月三十日までとする。

四 制限又は条件

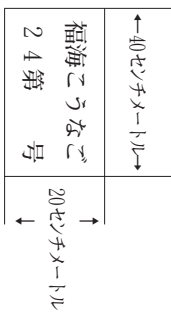
1 操業の禁止区域

次に掲げる海域での操業は、禁止する。

夏井川磐城舞子橋中央点から正東の線以南の福島県の海域（県外船舶にあつては、夏井川磐城舞子橋中央点から正東の線以南の福島県の海域及び小型機船底びき網漁業取締規則第四条第二項ただし書の漁業、海域及び期間を指定する等の件（昭和三十一年農林省告示第五百一号）の表の五の中欄に掲げる海域に規定された海域を除く福島県の海域）

2 承認証の備付け及び標識の表示

操業の承認を受けた者は、操業に際し、別に定める承認証を船内に備え付け、次に掲げる標識を船舶の船橋の両側面の見やすい箇所に表示しなければならない。



3 操業の協定

操業の承認を受けた者は、漁場において他種漁業との競合又は操業上の紛争が生じたときは、関係者と操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。この場合において、操業協定が締結されるまでの間は、競合又は紛争の生じない漁場に移動しなければならない。

4 漁獲成績の報告

五 承認の取消し

この指示に違反したときは、承認を取り消すことがある。

六 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成二十四年三月一日から平成二十五年二月二十八日までとする。

操業の承認を受けた者は、操業終了後一月以内に別に定める漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。